租税特別措置法第三十五条第二項第二号	で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの	居住の用に供されなくなつた日	三年
	が警戒区域設定指示等が行われた日において、当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつてその居住の用に供することができなくなつた場合における当該家屋	居住の用に供することができなくなつた日	十年
租税特別措置法第三十六条の二第一項第二号、第四十一条の五第七項第一号ロ及び第四十一条の五の二第七項第一号ロ	で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの（当該個人の居住の用に供されなくなつた	三年	
	が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつてその居住の用に供することができなくなつた場合における当該家屋（当該個人の居住の用に供することができなくなつた	十年	

2　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによってその居住の用に供することができなくなった個人（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、その居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者に限る。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちに当該直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた租税特別措置法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用することができる。

3　前二項に規定する警戒区域設定指示等とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示をいう。

一　原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二　前号に掲げるもののほか、住民の避難に関する指示として財務省令で定めるもの

第十一条の六を第十一条の七とし、第十一条の五の次に次の一条を加える。

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等）

第十一条の六　個人の有する土地等で福島復興再生特別措置法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等（次項において「避難解除区域等」という。）のうち財務省令で定める区域内にあるものが、同法第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人（政令で定めるものに限る。次項において「帰還環境整備推進法人」という。）が行う同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画（次項において「帰還環境整備事業計画」という。）に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち財務省令で定めるものの整備に関する事業であって、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために買い取られる場合には、当該買い取られる場合は、租税特別措置法第三十四条の二第二項第十号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

2　個人が、帰還環境整備推進法人に対しその有する租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する土地等で避難解除区域等のうち財務省令で定める区域内にあるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が当該帰還環境整備推進法人が行う帰還環境整備事業計画に記載された事業（適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための事業として財務省令で定めるものに限る。）の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡は、同条第二項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

第十二条の三中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、同項第四号ロ中「債務処理計画が平成二十八年四月一日以後に策定されたもの」とあるのは「内国法人が平成二十八年四月一日以後に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定の対象となつた法人」とする」に改める。

第十三条第一項中「、第六項、第十項及び」を「、第六項、第十項、第十三項及び第十六項並びに」に、「。第六項、第十項及び」を「。第六項及び第十項並びに」に、「第二十一項」を「第二十六項」に、「第二十四項」を「第二十九項」に、「同条第十八項」を「同条第二十三項」に改め、同条第二項中「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十九項」に、「同条第十五項」を「同条第二十項」に、「第十項及び」を「第十項、第十三項及び第十六項並びに」に、「第二十一項」を「第二十六項」に、「第二十四項」を「第二十九項」に改め、同条第四項第一号中「及び次条第五項」を「並びに次条第三項及び第七項」に改め、同条第五項第一号中「同条第十三項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号中「次条第五項」を「次条第七項」に改める。

第十三条の二第一項中「（以下この項」の下に「及び第三項」を、「個人」の下に「（以下この条において「住宅被災者」という。）」を加え、「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第三十項」に改め、「場合に限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、「及び第五項」を「、第五項及び第七項」に、「年に限る。以下この条」を「年に限る。以下この項」に改め、同条第二項第一号及び第三号中